

## 構造計算適合性判定（任意）のご案内

一般財団法人日本建築センターでは、建築基準法に基づく構造計算適合性判定を要しない案件についても、建築主、所管行政庁等のご依頼により任意の構造計算適合性判定業務を行います。

本ご案内は依頼者が建築主の場合について記載したものです。（依頼者が所管行政庁等（建築主事を含む）又は確認検査機関の場合の判定は、法定の構造計算適合性判定業務に準じて行いますので当財団までご相談下さい。）

### 1. 判定（任意）の対象とする建築物

| 判定（任意）の対象とする建築物  | 参照条文等   |
|--|---|
| ① 既存不適格建築物に増築又は改築を行う場合の当該増築又は改築を行う部分                       | 建築基準法第 86 条の 7 第 1 項  |
| ② 全体計画認定に係る建築物又は建築物の部分                                     | 建築基準法第 86 条の 8 第 1 項及び第 3 項   |
| ③ 密集市街地整備法の認定に係る建築物又は建築物の部分（みなし確認を行う場合）                    | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 5 条第 1 項及び第 7 条第 1 項                           |
| ④ バリアフリー法の認定に係る建築物又は建築物の部分（みなし確認を行う場合）                     | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 17 条第 3 項及び第 18 条第 1 項                         |
| ⑤ 長期優良住宅法の認定に係る建築物又は建築物の部分（みなし確認を行う場合）                     | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項                                  |
| ⑥ その他、技術的助言等において法に基づく構造計算適合性判定に準じた審査を行うこととされている建築物又は建築物の部分 | 【例 1】仮設建築物（技術的助言／平成 19 年国住指第 1332 号）<br>【例 2】仮使用の承認を受ける建築物（建築基準法第 7 条の 6） |

#### 【注意事項】

表中「②全体計画認定、③密集市街地整備法の認定、④バリアフリー法の認定、⑤長期優良住宅法の認定」を所管行政庁等に申請予定の場合、所管行政庁等により構造計算適合性判定の取り扱いが異なりますので、事前に取り扱いをご確認下さい。



### 3. 判定基準

本判定業務は、建築基準法で構造計算適合性判定を必要とされる建築物と同様に、確認審査等に関する指針（平成19年国交告第835号）第2に定める構造計算適合性判定に関する指針を準用して行います。

その他、長期優良住宅の場合は、構造計算が平成21年国交告第209号第3第2項に定める基準に従って適正に行われているかどうかの審査も併せて行います。

### 4. 判定手数料

判定手数料は、規模や構造計算に使用したプログラムの認定の有無によるほか、建築場所（都府県別）によっても異なりますので、詳細については、下記6までお問い合わせ下さい。

### 5. 留意事項

- ① 構造計算適合性判定（任意）結果通知書は判定した図書（副本1部）とともに、封をして交付いたします。  
認定申請に使用される場合、開封しますと無効になりますので、必ず封をしたまま認定申請にご使用されるようお願いいたします。
- ② 業務期日は、判定を求められた日から49日目（大臣認定プログラムによる場合は14日目）の日としています。  
ただし、「構造計算が適正に行われたものかどうかを判定することが出来ない旨の通知書（SF-04）」を交付した場合は、交付した日から補正された図書及び追加説明書が到達する日までの日数は業務期日に含めません。
- ③ 業務の詳細につきましては、業務規程（業務規程は各県毎に異なります）及び業務約款をご確認下さい。お持ちでない場合は、下記までご請求下さい。

### 6. お問い合わせ先

任意の構造計算適合性判定のお問い合わせ、ご依頼は下記までご連絡下さい。

#### ■ (財)日本建築センター 構造判定部

〒101-8986 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地

TEL : 03-5283-0475 FAX : 03-5281-2826 e-mail : hantei@bcj.or.jp

#### ■ (財)日本建築センター 大阪事務所

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号

明治安田生命堺筋本町ビル

TEL : 06-6264-7731 FAX : 06-6264-7745 e-mail : osaka\_2@bcj.or.jp

## 7. 提出図書一覧

任意の構造計算適合性判定の申し込みから判定完了までの間に、下記に示す資料をご提出頂くこととなりますのでご確認ください。

様式は、BCJ ホームページよりダウンロードできます。

([http://www.bcj.or.jp/c14\\_judgment/download.html](http://www.bcj.or.jp/c14_judgment/download.html))

| ご提出期日                 | ご提出図書  | 様式                 | 部数 |
|-----------------------|--|--------------------|----|
| 受付予定日の<br>概ね7日前<br>まで | <input type="checkbox"/> 構造計算適合性判定（任意）依頼事前通知書<br>※メール、FAXでも可。<br>※下記の書類を添付して下さい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築計画概要書」の第一面、第二面の写し</li> <li>・「構造計算書（表紙、建築物の概要、構造上の特徴、構造計算方針、適用する構造計算及び使用プログラムの概要）」の写し</li> </ul>                    | SF-01 任意           | 1部 |
| 受 付                   | <input type="checkbox"/> 構造計算適合性判定（任意）依頼書  | SF-02 任意           | 1部 |
|                       | <input type="checkbox"/> 委任状<br>※代理人を定める場合には委任状を提出して下さい。   | 参考様式<br>※別様式でも結構です | 1部 |
|                       | <input type="checkbox"/> 確認申請図書のうち、以下の図書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認申請書</li> <li>・構造図一式、計算書一式</li> <li>・意匠図（代表的なもの）</li> <li>・設備図（構造計算に影響のあるもの）</li> <li>・基礎地盤説明書</li> <li>・その他、構造審査に必要な図書</li> </ul> ※図面類は、内容確認できれば、A3版でも結構です。 | —                  | 2部 |
|                       | <input type="checkbox"/> 磁気ディスク<br>※大臣認定プログラムによる場合   | —                  | 1部 |
| 判 定 時                 | <input type="checkbox"/> 追加説明書<br>※SF-04（別添）に回答を記入し、追加検討書を添付して提出して下さい。<br><input type="checkbox"/> 補正図面  | SF-04（別添）          | 2部 |